令和８年第２回会津若松市農業委員会
総会議事録

１　日　時　令和８年２月20日（金）午後１時30分
２　場　所　会津若松市生涯学習総合センター　研修室２・３
３　委　員　農業委員　19名
　　農地利用最適化推進委員　18名
４　出席した農業委員　18名

１番委員	長谷川　泰道	２番委員	大竹　吉弘	３番委員	古川　正俊
４番委員	春日部　一視	５番委員	荒井　重隆	６番委員	大島　光信
７番委員	庄司　遼	８番委員	二瓶　正貴	９番委員	多田　善信
10番委員	室野井　建一	11番委員	渡部　一夫	12番委員	折笠　康裕
13番委員	佐野　和枝			15番委員	星　俊典
16番委員	渡邉　直也	17番委員	手代木　久司	18番委員	佐々木　隆夫
19番委員	渡部　政美				

出席した農地利用最適化推進委員　17名

		２番委員	中島　吉郁	３番委員	渡部　義勝
４番委員	長谷川　幸栄	５番委員	山田　千代志	６番委員	田代　新一
７番委員	齋藤　俊紀	８番委員	渡部　清	９番委員	平塚　与八
10番委員	髙橋　一浩	11番委員	島影　盛継	12番委員	本田　武史
13番委員	菅井　洋一	14番委員	佐藤　恒男	15番委員	渡部　政治
16番委員	髙橋　一美	17番委員	渡部　裕末	18番委員	奈良橋　渉

５　欠席した農業委員　１名

14番委員	武田　久美子				

欠席した農地利用最適化推進委員　１名

１番委員	梶内　徳仁				

６　出席した事務局職員

事務局長	二瓶　潔	事務局次長	加藤　高弘	副主幹	星　圭一郎
主事	三崎　由香里				

７　出席した執行機関職員（農政部農政課）

主事	兼子　唯杜				

議長（会長）	只今より、会津若松市農業委員会令和８年第２回総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第２項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員７番、庄司 遼 委員、同じく10番、室野井 建一 委員、以上２名の方をご指名申し上げます。
議長（会長）	それでは議事に入ります。 はじめに、議案第５号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。 (※議員参与の制限により退席１名) 農業委員16番 渡邉 直也 委員
議長（会長）	事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の２ページをお開きください。 議案第５号、農地法第３条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第３条第１項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より１番から５番について報告願います。
（農業委員６番） 大島　光信 委員	農業委員６番、大島より、議案第５号の１番から５番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 １番と２番の案件は、農地者への売買による所有権の移転について、３番から５番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 なお、３番の案件につきましては農地の所在が高野地域を含んでおりますが、より対象面積の大きい南四合・町北班から報告するものです。 なお、現地調査は、２月13日午前９時30分から、南四合・町北班委員３名、また、２月19日午前９時30分から、高野班委員３名が農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。

議長（会長）	次に、旧市・一箕・東山班担当委員より６番から８番について報告願います。
（農業委員18番） 佐々木　隆夫 委員	農業委員18番、佐々木より、議案第５号の６番から８番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 ６番と７番の案件は 農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。８番の案件は、電気事業者への地役権の設定について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、２月16日午前９時から旧市・一箕・東山班委員２名が、農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、高野班担当委員より９番から11番について報告願います。
（農業委員４番） 春日部　一視 委員	農業委員４番、春日部より、議案第５号の９番から11番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 ９番から11番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、２月19日午前10時から、高野班委員３名が、農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、神指班担当委員より12番から25番について報告願います。
（農業委員３番） 古川　正俊 委員	農業委員３番、古川より、議案第５号の12番から25番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 12番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、13番の案件は、農業者への使用貸借による権利の設定について、14番から25番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、２月15日午前９時から、神指班委員２名が農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、門田班担当委員より26番から33番について報告願います。
（農業委員７番） 庄司　遼　委員	農業委員７番、庄司より、議案第５号の26番から33番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 26番から29番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 また、30番から33番の案件は、農業を営む法人への賃借権の設定について欄外のこめじるしのとおり、条件を付して許可しようとするものです。 なお、現地調査は、２月15日午前９時から、門田班委員４名が農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。

議長（会長）	次に、大戸班担当委員より34番について報告願います。
（農業委員２番） 大竹　吉弘 委員	農業委員２番、大竹より、議案第５号の34番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 34番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、２月15日午後２時から、大戸班委員２名が、農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、荒井班担当委員より35番から41番について報告願います。
（農業委員５番） 荒井　重隆 委員	農業委員５番、荒井より、議案第５号の35番から41番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 35番から40番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 また、41番の案件は、野菜の栽培実績を有し、農地の適正な管理が可能と認められる者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 なお、37番の案件につきましては、農地の所在が舘ノ内地域を含んでおりますが、より対象面積の大きい荒井班から報告するものです。 なお、現地調査は、２月14日午後２時から、荒井班委員３名、また、２月14日午後２時から、舘ノ内班委員２名が農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、川南班担当委員より42番から45番について報告願います。
（推進委員４番） 長谷川　幸栄 委員	推進委員４番、長谷川より、議案第５号の42番から45番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 42番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、43番から45番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、２月14日午後２時から、川南班委員３名が、農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、舘ノ内班担当委員より46番から58番について報告願います。
（農業委員15番） 星　俊典 委員	農業委員15番、星より、議案第５号の46番から58番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 46番及び47番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、48番から58番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 なお、50番と51番の案件につきましては農地の所在が荒井地域を含み、58番の案件につきましては同じく川南地域を含んでおりますが、より対象面

	積の大きい舘ノ内班から報告するものです。 　現地調査は、２月14日午後２時から、舘ノ内班委員２名、また、２月14日午後２時から、荒井班委員３名、２月14日午後２時から、川南班委員３名が農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、八田班担当委員より59番から63番について報告願います。
（推進委員13番） 菅井　洋一委員	推進委員13番、菅井より、議案第５号の59番から63番について報告いたします。 　申請内容は、議案書記載のとおりであります。 　59番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、60番から63番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 　なお、現地調査は、２月15日午前９時30分から、八田班委員３名が、農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、日橋班担当委員より64番から72番について報告願います。
（農業委員８番） 二瓶　正貴 委員	農業委員８番、二瓶より、議案第５号の64番から72番について報告いたします。 　申請内容は、議案書記載のとおりであります。 　64番の案件は、野菜の栽培実績を有し、農地の適正な管理が可能と認められる者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 　また、65番から69番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 　さらに、70番から72番の案件は、農業を営む法人への賃借権の設定について欄外のこめじるしのとおり、条件を付して許可しようとするものです。 　なお、69番の案件につきましては、農地の所在が一箕地域を含んでおりますが、より対象面積の大きい日橋班から報告するものです。 　現地調査は、２月17日午後１時30分から、日橋班委員３名、また、２月15日正午から、旧市・一箕・東山班委員２名が農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	最後に、堂島班担当委員より73番から78番について報告願います。
（推進委員10番） 髙橋　一浩 委員	推進委員10番、髙橋より、議案第５号の73番から78番について報告いたします。 　申請内容は、議案書記載のとおりであります。 　73番と74番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、75番から78番の案件は、農業者への賃借権の設定について許可しようとするものです。 　なお、現地調査は、２月14日午前９時から、堂島班委員３名が、農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。

議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第５号、農地法第３条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第５号、農地法第３条の規定による許可申請については許可するものと決せられました。 (退席した委員が入室)
議長（会長）	次に、議案第６号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とします。 (※議員参与の制限により退席５名) 農業委員　　４番 春日部　一視 委員 農地利用最適化推進委員 ３番 渡部 義勝 委員 農地利用最適化推進委員 ６番 山田 千代志 委員 農地利用最適化推進委員 ９番 平塚 与八 委員 農地利用最適化推進委員 16番 髙橋 一美 委員
議長（会長）	事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の118ページをお開きください。 議案第６号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてでありますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項において、市町村が農用地利用集積等促進計画案を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとすると規定されており、令和８年２月３日付け、７農政第1514号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部よりご説明申し上げます。
議長（会長）	次に、農政部の詳細説明を求めます。
農政部農政課	農政課の兼子と申します。日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第６号、農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 ２月総会の案件は農地中間管理権の新規設定が68件となり、対象となる地域計画のエリアは８地区です。 119ページをご覧ください。農地中間管理権の新規設定となります。エリアの内訳につきましては、日橋地区、高野地区、町北地区、神指地区、荒井地区、川南地区、大戸地区、湊地区になります。詳細の内容は、議案書記載のとおりであります。以上で説明を終わらせていただきます。
議長（会長）	事務局及び農政部の説明が終わりました。

議長（会長）	それでは、湊、高野、神指、大戸、荒井、川南、八田及び日橋の各班において事前確認を行った際に、要件を満たさないおそれのある場合には報告願います。 （なしの声あり）
議長（会長）	次に、本件全体について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第６号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、貸付相手方に関する要件を満たしていることを確認の上、意見なしとして回答することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第６号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、異議のない旨を回答することといたします。 （意見ありの声あり）
（農業委員５番） 荒井　重隆 委員	議長、１つ質問よろしいですか。
議長（会長）	はい。農業委員５番、 荒井　重隆 委員。
（農業委員５番） 荒井　重隆 委員	今の件に関して、農地中間管理機構で賃借、使用貸借とかがあるんですが、これの場合、小作料が発生するのかしないのか分かりませんが、農地管理のところに必ずお金を払って借りた方も貸す方も、それはどういう風になっているのか教えていただけますか。
農政部農政課	賃借料につきましては、この場合使用貸借となって賃借料は０円となります。
（農業委員５番） 荒井　重隆 委員	０円ということは、農地中間管理機構にも事務手数料として発生しないということでよろしいんですか。
農政部農政課	はい。そうです。
（農業委員５番） 荒井　重隆 委員	はい。ありがとうございます。
	（退席した委員が入室）
議長（会長）	なお、先月の第１回総会において、農業委員５番、荒井委員より指摘を受けた件に係る事後対応については、全員協議会にて説明いたします。
議長（会長）	次に、議案第７号、地域計画の変更案に関する意見についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 134 ページをお開きください。 議案第７号、地域計画の変更案に関する意見についてでありますが、農業経営基盤強化促進法第 19 条第６項において、市町村は、地域計画を定め、

農業委員会事務局	又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならないと規定されており、令和８年２月５日付け、７農政第1538号にて会津若松市長より意見を求められております。 なお、議案配布後に新たな意見・要望等は報告いただいておりません。 説明は以上です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。 事務局からは、議案書配布後に新たな意見・要望等は、報告いただいていないとの報告がありましたが、改めて、ご質問、ご意見、ご要望等ございませんか。
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第７号、地域計画の変更案に関する意見については、変更の内容を確認の上、意見なしと回答することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第７号、地域計画の変更案に関する意見については、異議のない旨を回答することといたします。
議長（会長）	次に、議案第８号、現況確認証明についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	議案書の135ページをお開きください。 議案第８号、現況確認証明についてであります。 この案件は、議案書記載の農地に係る経過や現況等を踏まえ、非農地であることを証明しようとするものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、本件については、農地部と川南班との合同調査となっておりますので、農地部長から調査報告を求めます。
（農地部長） 折笠 康裕 委員	農地部より、議案８号について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、昭和元年頃に建築された土蔵を撤去するにあたり、当該対象地の地目が登記簿において田となっていたことから、地目変更登記のため、今般の申請に至った経過にあります。 現地調査につきましては、２月18日、午前９時25分から、農地部３名、川南班委員３名、事務局２名の計８名で、証拠書類の確認とあわせて実施した経過にあり、対象地は農地法が施行された昭和27年10月以前において、すでに非農地化していたものと確認されたところであります。 報告は、以上であります。
議長（会長）	農地部長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）

議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第８号、現況確認証明については、非農地と証明することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第８号、現況確認証明については、原案のとおり決せられました。
議長（会長）	次に、議案第９号、租税特別措置法第70条の４第１項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明書及び、引き続き特定貸付を行っている旨の証明書の交付についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	議案書の137ページをお開きください。 議案第９号、租税特別措置法第70条の４第１項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明書及び、引き続き特定貸付を行っている旨の証明書の交付についてであります。 この案件は、贈与税の納税猶予の特例を適用されている申請人が、引き続き、特例の適用を継続するためには、過去３年間において農地を農地として適切に管理していることが要件とされており、証明書交付の可否について農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、大戸班担当委員の調査報告を求めます。
（農業委員２番） 大竹　吉弘 委員	農業委員２番大竹より、議案第９号、租税特別措置法第70条の４第１項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明書及び、引き続き特定貸付を行っている旨の証明書の交付について、ご報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 なお現地調査は、２月15日午後３時より、大戸班委員２名が、関係書類の確認とあわせて実施した経過にあり、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、親族等により概ね適切に管理されていることを確認しましたので報告いたします。
議長（会長）	大戸班担当委員の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございますか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第９号、租税特別措置法第70条の４第１項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明書及び、引き続き特定貸付を行っている旨の証明書の交付については、これを原案のとおり決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第９号については、原案のとおり決せられました。
議長（会長）	次に、議案第10号、福島県税条例附則第10条第１項の規定に基づく農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付についてを議題とし、事務局の

議長（会長）	説明を求めます。
農業委員会事務局	議案書の138ページをお開きください。 議案第10号、福島県税条例附則第10条第1項の規定に基づく農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付についてであります。 この案件は、不動産取得税の徴収猶予の特例を適用されている申請人が、引き続き、特例の適用を継続するためには、参考に記載の要件のほか、過去３年間において農地を農地として適切に管理していること等が要件とされており、証明書交付の可否について農業委員会の議決を求めるものです。 説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、舘ノ内班担当委員の調査報告を求めます。
（農業委員15番） 星　俊典 委員	農業委員15番星より、議案第10号、福島県税条例附則第10条第1項の規定に基づく農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について、ご報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 なお、現地調査は、２月15日、午前９時より、舘ノ内班委員２名が、関係書類の確認とあわせて実施した経過にあり、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、適切に管理されていることを確認しましたので報告いたします。
議長（会長）	舘ノ内班担当委員の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございますか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第10号、福島県税条例附則第10条第1項の規定に基づく農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付については、これを原案のとおり決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第10号については、原案のとおり決せられました。
議長（会長）	次に報告に移ります。 報告第５号、農地法第３条の３の規定による届出の受理について、 報告第６号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第７号、農地の地目変更登記に係る照会への対応について、 報告第８号、各種証明に係る交付事務について、 報告第９号、農地転用に関する工事進捗状況報告については、一括して事務局から報告願います
農業委員会事務局	総会資料の139ページをお開きください。 報告第５号　農地法第３条の３の規定による届出の受理についてであります。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらの14案件につきましては、すべて相続により権利を取得したもの

農業委員会事務局	であり、届出内容について審査した結果、受理相当と認めたものです。 　次に、総会資料の142ページをお開きください。 　報告第６号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の受理についてであります。 　届出の詳細は、議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認めたものです。 　なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法及び建築基準法上の意見が付されております。 　次に、総会資料の145ページをお開きください。 　報告第７号　農地の地目変更に係る照会への対応についてであります。 　詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、現況地目が非農地であると確認できたことから、法務局へ回答書を送付したものです。 　なお、備考欄の記載でありますが、正しくは固定資産課税台帳により、農地法施行以前に非農地化されたことを確認と修正をお願いします。 　次に、総会資料の146ページをお開きください。 　報告第８号　各種証明に係る交付事務についてであります。 　詳細につきましては、議案書に記載のとおりであります。 　この案件につきましては、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、農地の地目変更に係る登記手続のため証明書を交付するものであり、事実と相違ないことを確認できたことから、申請者に証明書を交付したものです。 　以上、報告第５号から第８号については、市農業委員会処務規則第７条第１項により事務局長が専決処分し、同条第２項により報告するものです。 　次に、総会資料の147ページをお開きください。 　報告第９号　農地転用に関する工事進捗状況報告についてであります。 　詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、農地法第４条第７項及び第５条第３項の規定により提出された農地転用に係る工事進捗状況報告書を受理したことから、報告するものです。報告は以上です。
議長（会長）	報告第５号から第９号については、報告のとおりご了承願います。 　以上で、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。 （午後２時10分閉会を宣言する）

この議事録は、事実に相違ないことを認め、署名する。

令和８年２月25日

会津若松市農業委員会会長　渡　部　政　美

農業委員　７番　庄　司　　遼

農業委員１０番　室野井　建　一